

クリックラップ契約は法的にも有効

「クリックラップ」は、「同意する」のクリックまたは同様のプロセスを通して一連の契約条件に同意することを示す簡単な契約手法の一つです。この契約が適切に実行され保持されていれば、特にオンライン取引やアプリケーションにとって効果的かつ法的にも有効な契約行為になります。

クリックラップ契約は他の種類の電子署名と同様に、米国やEUをはじめ、様々な国の法律において手書きによる署名と同等の法的効力を持ちます。米国では1999年の米国統一電子取引法（「UETA」）（ほとんどの州で採用）および2000年の「グローバル商取引及び国内商取引における電子署名法」（「ESIGN」）において、クリックラップ契約の法的強制力が保証されています。

また、国際司法管轄区域の数多くでクリックラップ契約の法的強制力が同様に保証されています。それらの地域の法令の方が、米国のものよりも特定のユースケースに対する特定の種類の電子署名のプリファレンスを確立する可能性が高いケースもあると考えられます。

クリックラップ契約の法的有効性

電子署名と手書き署名が同等であるのは確実です。クリックラップを介して締結された契約であっても、法的に有効であることは言うまでもありません。考慮事項の中でもとりわけ、「意志の合意」すなわち、当事者が法的強制力のある規約に拘束されることを意図していたことが示されている必要があります。これは特にオンライン契約で一般的に使用される、顧客が交渉不可能な規約に同意するよう求められる「そのまま無条件に同意するしか選択肢はない」という契約では特に重要になります。

意思と実行が明確であること

裁判所が特にクリックラップ契約のプロセスを詳細に調査する場合もあります。たとえば、色、フォントサイズ、大文字の使用、およびその他の書式設定が行為を促したり、思いとどまらせていないかどうか、またはボタンのラベリング（たとえば、「同意する」ではなく「続行する」または「次へ進む」を使う）が合理的なインターネットユーザーに同意を与えること以外の何かを示唆していないかどうか、といったことです。

企業はこのような要因を幅広く考慮に入れ、クリックラップのプロセスが一貫して法的有効性のある契約を生成できるようにする必要があります。

記録の効果的な保存も重要な考慮事項です。効果的なクリックラップ処理が使用される場合でも、各合意に関する十分な証拠が生成および保持され、結果として生じる法的手続で使用できるようにしない限り、そのようなプロセスの価値は実質的になくなります。企業は、すべてのクリックラップ契約の具体的な詳細および規約を文書化した完全で検証可能な「監査証跡」に、迅速かつ安全にアクセスできるようにする必要があります。

電子署名の種類を選択する

他の種類の電子署名方法と比べてクリックラップを導入した方が良いかどうかを決定する場合、企業はユースケースおよび契約条件の複雑さを考慮する必要があります。たとえば複数の署名者を必要とするもの、多額の金銭が表示されるもの、詐欺行為が行われる可能性の高いもの、承認プロセスを必要とするもの、特定の法的または規制上の要件をトリガするものなどに電子署名方法を導入する際には、より高度なワークフロー機能を持ったものにする必要があります。

その一方で日常的な比較的簡易な契約であれば、さまざまな種類の契約にクリックラップの簡単さをメリットとして活用することができます。企業は、その業務がさまざまな司法管轄地域に及ぶ場合などは、契約プロセスの評価にあたって弁護士に相談することをお勧めしますが、クリックラップが効率的かつ効果的なオプションとして真剣に検討する価値のある方法であることに変わりはありません。

ドキュサインについて

ドキュサインは合意・契約をクラウド上で実現するプラットフォーム「DocuSign Agreement Cloud」を提供し、企業や組織の合意・契約プロセスを自動化します。世界180か国以上で66万社以上が導入するドキュサインの電子署名は、数億人が利用している、世界で一番使われている電子署名です

ドキュサイン・ジャパン株式会社

東京都港区虎ノ門4-3-1
城山トラストタワー35階

www.docusign.jp

連絡先

japan.marketing@docusign.com

03-4577-9801